

高知工業高等専門学校施設の有効活用に関する規則

制 定 平成17年 1月12日

(目的)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）における校舎等教育研究施設の有効活用を図り、時代の変化や社会的要請に対し柔軟に対応した新たな教育研究活動の推進を図ることを目的とする。

(調査)

第2条 第1条の目的を推進するためリエゾン・企画委員会（以下「委員会」という。）において、教育研究施設の利用状況実態調査（以下「実態調査」という。）を随時行い、教育研究等の内容に応じた使用方法等の見直しを行い、適宜施設の再配分を図るものとする。

(是正勧告)

第3条 委員会は、実態調査の結果、その利用方法の変更を必要と判断した場合は、関係する教育研究施設の使用責任者（以下「施設長」という。）に対して利用方法の是正を勧告することができる。

(是正方法の報告)

第4条 前条の勧告を受けた施設長は、速やかに委員会に対し、是正方法について報告しなければならない。

(共同利用スペース)

第5条 共同利用スペースとは、いずれの学科にも属さない全学共同の教育研究を行うスペースをいい、時代の変化や社会的要請に対し柔軟に対応した教育研究活動を円滑に展開できるように、弾力的・流動的に運用しなくてはならないものとする。

(共同利用スペースの確保)

第6条 校舎等の新築、増築及び改修（以下「新增築等」という。）を行う場合は、共同利用スペースを確保するものとする。

2 校舎等の新增築等に伴い、跡地スペース（新增築されることになる校舎等に入居する予定の教員及び学生等が当該入居前に使用している部屋等をいう。以下同じ。）が生じる場合は、これを共同利用スペースとして確保するものとする。

(面積規模)

第7条 共同利用スペースの面積規模は、原則として新增築等を行うこととなる全体整備面積のうち、廊下・ホール・便所等共通使用部分を除いた面積の20%を確保するものとする。

ただし、全体面積が小規模、又は特殊な用途を目的とする場合は、この限りではない。

2 前条第2項の跡地スペースを共同利用スペースとして確保する場合の面積規模は、当該跡地スペースが存する施設長等と委員会で協議のうえ、校長が定める。

(共同利用スペースの貸与)

第8条 本校の共同利用スペースは、教育研究を目的として使用する本校の教職員に対し校長が貸与するものとし、その許可に当たっては、委員会の議を経て校長が決定するものとする。

(教育研究チームの選定・決定)

第9条 共同利用スペースを使用することができる者は、萌芽的、学際的、先端的な研究等を行う学内の教育研究チーム（学外者との共同研究を含む。）とする。

2 教育研究チームの選定は委員会が行い、校長が決定する。

（使用期間）

第10条 教育研究チームが共同利用スペースを使用する期間は、原則として5年を上限とし、教育研究等の内容に応じて、委員会の議を経て校長が決定する。

（管理運営）

第11条 共同利用スペースの運営に要する光熱水料等の経費は、使用者の負担とする。

2 共同利用スペースの不動産補助供用責任者は、当該共同利用スペースを使用する使用者とする。

3 第1項の負担額は、総務課において別に定める。

（事務）

第12条 共同利用スペースに関する事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、共同利用スペースの運用に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年3月1日から施行する。